

速度取締り指針

令和6年1月
長府警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	5:00 ~ 21:00	乃木浜・松屋地区	60km/h
国道491号	5:00 ~ 21:00	小月地区	60km/h
県道豊浦菊川線	9:00 ~ 18:00	菊川・檜崎地区	50km/h

- 交通事故発生状況を踏まえ、主要道路である国道2号、国道491号での速度違反、交差点関連違反などの取締りを重点的に実施しましたが、昨年、交通死亡事故が発生しました。
- 引き続き、国道2号、国道491号、県道豊浦菊川線での強力な交通指導取締りを行い、同路線での速度違反、信号無視等の交差点関連違反の取締りを強化していきます。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年下半期）



※ ● ~ 人身事故発生場所

- 管内を横断する国道2号及び国道491号において、死亡事故の発生がありました。速度取締りや交差点関連違反取締りを強化した結果、幹線道路における人身交通事故の発生件数は減少傾向にあります。
- しかしながら、指定場所一時不停止や赤色信号無視などの交差点関連違反が絡む死亡事故や人身交通事故の発生も散見されるため、引き続き、交差点関連違反の指導取締りを強化します。

その他の交通指導取締り

- 国道2号小月バイパスにおいて速度取締りを強化したことで、通行車両の速度は低下しており、一定の速度抑制効果は認められましたが、未だ実勢速度が高いため、今後もランダムな交通指導取締りを行っていきます。